

# 機能性表示食品制度届出支援事業 補助金交付規程

## (総 則)

第1条 一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）が実施する「機能性表示食品制度届出支援事業」における補助金の交付については、この規程に定めるところによる。

## (目 的)

第2条 新潟県内企業等が行う機能性表示食品制度の届出に対する支援を行い、商品の付加価値向上を図ることを目的とする。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- 1 補助対象事業名  
機能性表示食品制度届出支援事業
- 2 補助対象者  
新潟県内に本社又は事業拠点を有する協議会会員企業等
- 3 補助金交付先  
補助対象者
- 4 補助対象条件
  - (1) 申請時に以下の条件を全て満たしていること
    - ① 機能性関与成分が設定されていること
    - ② 機能性関与成分の安全性が確保されていること
    - ③ 適切な製品規格が定められていること
    - ④ 最終製品をGMP等の適切な製造工程管理体制で製造すること
    - ⑤ 機能性関与成分の作用機序が考察できていること
    - ⑥ 臨床試験論文もしくは観察研究論文(縦断研究)が計2報以上あること
  - (2) 支援期間内に消費者庁に対し、機能性表示食品制度の届出を行うことが確実にできると見込まれること。
  - (3) 支援期間内に受理されなかった場合も自費で継続して取り組み、その結果を県に報告する意思があること。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、機能性表示食品制度の届出に関する次に掲げる取組とする。

- ①安全性に係る事項
  - ・届出項目の確認
- ②製造工程管理に係る事項
  - ・適正工程管理の確認
- ③機能性評価に係る事項
  - ・研究レビューの可否判断
  - ・研究レビューの評価

④容器包装表示に係る事項

- ・表示事項の確認

⑤品質規格に関する事項

- ・品質規格の確認

(補助率等)

第5条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、かつ1件当たりの補助限度額を150万円とする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助対象事業を実施したい者は、協議会が定める期日までに交付申請書を提出するものとする。

- 2 協議会は、提出された交付申請書の内容を確認し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の交付決定を補助対象者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を附すものとする。

- 1 補助対象事業の内容を変更するとき、又は、20%を越える補助対象経費の増減をするときは、代表理事会長の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、代表理事会長の承認を受けなければならない。
- 3 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに代表理事会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに附けた条件を変更することができる。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消に係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

また、補助金額が確定した後においても同様とする。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付決定内容又は、これに附けた条件その他法令又はこれに基づく代表理事会長の処分に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

- 6 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助対象事業の完了の日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 7 補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、次の条件を附すものとする。

(1) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、こ

れを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

- 8 補助事業者は、確定した補助金額についての概算払いを受けることができる。補助事業者は事業完了時に概算払いの清算を行う。

(補助金の交付)

第8条 補助対象者が補助対象事業を完了したときは、その完了から15日以内に、完了報告書（会計書類の写し、機能性表示食品届出書類の写し、商品化計画書等）を提出するものとする。

- 2 協議会は、提出された完了報告書の内容を確認し、必要に応じて現地検査等を行った上で、その内容が適正であると認めたときは、額を確定し補助金を交付するものとする。

(財産の取得及び処分の制限)

第9条 本事業で定める財産とは、取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

本事業で取得する財産の処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示360号）の別表の一の項に定める期間とする。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ることとする。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けることとする。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協議会に納付することとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか補助金の交付に必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

第11条 この規程は、平成28年7月12日から施行する。

**【参考】事業完了時に提出する書類**

- ①完了報告書（指定様式）
- ②支払状況表
- ③会計書類の写し  
仕様書、見積書、依頼書、契約書、請求書、領収書等の支払いを証明する書類
- ④機能性表示食品届出書類の写し
- ⑤商品化計画書
- ⑥その他、事業に関する書類